

後期高齢者医療制度を見直しました

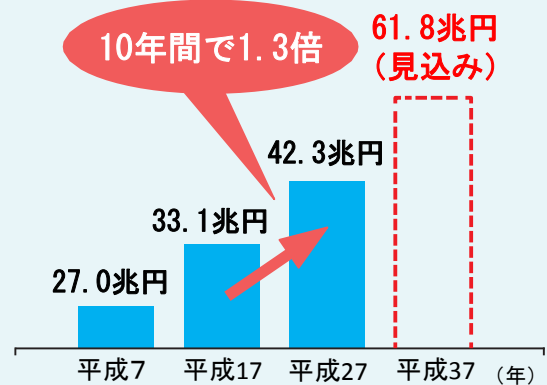
平成30年8月から、
高額療養費の上限額が変わります

詳しくは中面をご覧ください。

平成30年4月から、
後期高齢者医療保険料の軽減率が変わります

国民医療費の推移

この10年間で、
70歳以上の高齢者数は**1.3倍**になり、
国民医療費は**1.3倍**になりました。
団塊世代が全員75歳以上になる
平成37年には、国民医療費の総額は、
61.8兆円にもなる見込みです。



後期高齢者医療費の財源構成

皆さまが窓口で自己負担していただく
医療費は、医療費全体の一部です。
右の図のように、医療費の大半は、
税金や被保険者以外の保険料で賄わ
れています。

税金	7.5兆円
被保険者以外の保険料	6.6兆円
被保険者の自己負担	1.4兆円
被保険者の保険料	1.2兆円

全ての方が安心して医療を受けられる社会を維持するための見直しです。皆さまのご理解をお願いいたします。

平成30年8月から、高額療養費の上限額が変わります

高額療養費制度とは、

ひと月に医療機関に支払った額が高額になった場合に、定められた上限額を超えて支払った額を払い戻す制度です。上限額は、個人や世帯の所得に応じて決まっています。

⇒ 平成30年8月から、適用区分と月ごとの自己負担上限額が下の表のように変わります。あわせて「限度額適用認定証」が必要になる場合がありますので、ご注意ください。

現役並み所得者(3割負担の方)のうち、課税所得145～689万円(年収約370～1,160万円)の方はご注意ください!! ※年収は年金収入のみの方の金額

平成30年8月以降、ひと月にひとつの医療機関での**支払が高額になる可能性**がある方は**必ず**、市(区)町窓口にて、「**限度額適用認定証**」の交付を申請してください。

※「限度額適用認定証」を提示されない場合、医療機関での支払い額が高額になる場合があります。(ただし、その場合でも、上限額を超えて支払われた額は、後日、高額療養費として支給されます。なお、初めて高額療養費の支給対象となったときは、広域連合から申請書を送付しますので、その際に手続きが必要です。)

平成30年7月まで

	適用区分	外来 (個人ごと)	外来+入院 (世帯ごと)
現役並み	課税所得 145万円以上の方	57,600円	80,100円 +(医療費-267,000円)×1% <多数回 44,400円 (※2)
	課税所得 145万円未満の方 (※1)	14,000円 (年間の上限 144,000円)	57,600円 <多数回44,400円 (※2)
一般	II 住民税非課税世帯 (※3)	8,000円	24,600円
住民税非課税	I 住民税非課税世帯 (年金収入80万円以下など)(※3)		15,000円

平成30年8月から

	適用区分	外来 (個人ごと)	外来+入院 (世帯ごと)
現役並み	III 課税所得 690万円以上の方	252,600円 +(医療費-842,000円)×1% <多数回 140,100円 (※2)	
	II 課税所得 380万円以上の方	167,400円 +(医療費-558,000円)×1% <多数回 93,000円 (※2)	
	I 課税所得 145万円以上の方	80,100円 +(医療費-267,000円)×1% <多数回 44,400円 (※2)	
一般	課税所得 145万円未満の方 (※1)	18,000円 (年間の上限 144,000円)	57,600円 <多数回44,400円 (※2)
住民税非課税	II 住民税非課税世帯 (※3)	8,000円	24,600円
	I 住民税非課税世帯 (年金収入80万円以下など)(※3)		15,000円

新たに「限度額適用認定証」を申請

(※1) 世帯収入の合計額が520万円未満(1人世帯の場合は383万円未満)の場合や、「旧ただし書所得」の合計額が210万円以下の場合も含まれます。
(※2) 過去12か月以内に3回以上、上限額に達した場合は、4回目から「多数回」該当となり、上限額が下がります。
(※3) 住民税非課税世帯の方については、従来どおり、限度額適用・標準負担額減額認定証を交付します。

お問合せは
こちらまで

- 兵庫県後期高齢者医療広域連合
- お住まいの市(区)町の後期高齢者医療担当窓口

厚生労働省 高齢者医療制度

検索

▲ 高額療養費の詳細については、こちらからも確認できます

平成30年4月から、 後期高齢者医療保険料の軽減率が 変わります

保険料は、

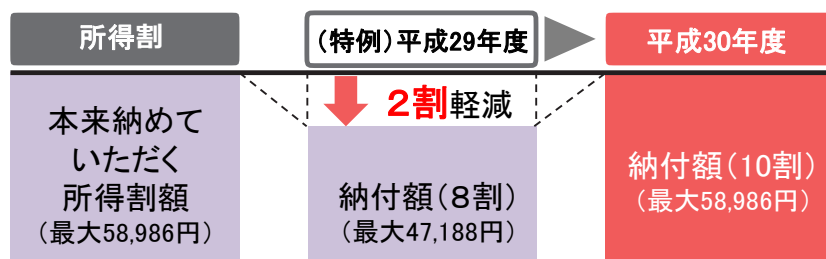
- ① 所得に応じて納めていただく部分 **所得割** と、
- ② 全員に納めていただく定額部分 **均等割** があります。

⇒ 平成30年4月から、保険料の軽減率が次のように変わります。

1 所得割の軽減率

平成29年度の所得割は、
特例的に**2割軽減**されていましたが、
制度の見直しにより平成30年度に
おいては廃止されました。

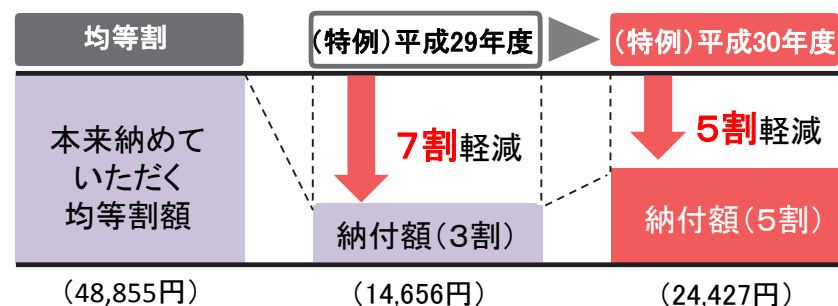
(総所得金額等－基礎控除額33万円)が
58万円(年金収入のみの場合、収入額が211万円)
以下の方



2 元被扶養者の 均等割の軽減率

平成29年度の均等割は、
特例的に**7割軽減**されていましたが、
制度の見直しにより平成30年度は
5割軽減となり、保険料額(年額)は
24,427円となります。

後期高齢者医療制度に加入する前日に、ご家族の
会社の健康保険、共済組合などで被扶養者だった方

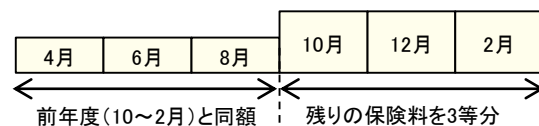


- ※ 平成31年度以降は制度本来の軽減(後期高齢者医療制度の被保険者となってから2年間は5割軽減)となる予定です。
- ※ 元被扶養者であっても、世帯の所得が低い方は、均等割額の軽減(9割軽減、8.5割軽減)が適用されます。

保険料を年金からお支払いいただいている皆さまへ

前半(4月・6月・8月)の保険料は、原則として、平成30年2月にお支払いいただいた額と同じになり、後半(10月・12月・2月)で残りの保険料を調整します。(8月に調整する場合があります。)
右の図は、平成29年度よりも平成30年度の保険料が増え、10月からお支払いいただく額が増える場合です。

平成30年度の保険料の引き落とし金額



お問合せは
こちらまで

- 兵庫県後期高齢者医療広域連合
- お住まいの市(区)町の後期高齢者医療担当窓口

厚生労働省 高齢者医療制度

検索

▲ 保険料の詳細内容については、こちらからも確認できます

高額療養費の上限額の見直しについて

Q なぜ高額療養費を見直すのですか？

A 高齢者と現役世代の、世代間の公平を図るためです。

医療費の負担の上限額は、同じ年収であっても、高齢者のほうが現役世代よりも低く設定されています。世代間の公平を図るため、高齢者のうち負担能力のある方には、ご負担をお願いします。

Q 8月から私が窓口で支払う医療費は増えるのですか？

A 窓口で支払う医療費は、その月にどのくらい医療を受けるか、そしてその月の医療費が上限額に達するかどうかによります。

医療費の上限額は、収入に応じて決まります。8月からご自身の上限額がいくらになるのかについては、兵庫県後期高齢者医療広域連合又はお住まいの市(区)町の後期高齢者医療担当窓口にお問い合わせください。

Q 私は3割自己負担をしており、毎月、高額の治療を受けているのですが、限度額適用認定証の交付を受けることが必要なのでしょうか？

A 平成30年8月から、現役並みⅠ・Ⅱ(課税所得145~689万円(年収約370~1,160万円))に該当し、ひとつの医療機関での支払額が高額になる可能性がある方は、「限度額適用認定証」の交付を受けることをおすすめします。

「限度額適用認定証」の交付を受け、医療機関で提示すると、定められた上限額を超える額を支払わなくてよくなります。

※ 限度額適用認定証の交付を受けていなくても、後日、上限額を超えて支払った額は高額療養費の支給対象になります。

保険料の軽減率の見直しについて

Q なぜ保険料の軽減を見直すのですか？

A 高齢者と現役世代の、世代間の公平を図るためです。

被保険者の保険料が軽減されていることにより、現役世代は医療費が少ないにもかかわらず、高齢者よりも高い保険料を納めています。高齢者と現役世代の世代間の公平を図るため、被保険者のうち負担能力のある方には、ご負担をお願いします。

Q 元被扶養者と、そうでない場合では、どれくらい保険料額が違うのですか？

A 元被扶養者の方の保険料は、所得にかかわらず軽減されています。

元被扶養者の方は、所得があってもなくても、均等割額が平成29年度は7割軽減されていました。一方、元被扶養者でない方は、所得に応じて保険料をご負担いただいています。

しかし、元被扶養者の方も、元被扶養者でない方も、同じ被保険者であることから、今後は、世代内の公平を図るため、段階的に軽減を見直していきます。

Q 私の保険料はどのくらい増えるのですか？

A 同封又は毎年7月ごろに届く保険料額決定通知書でご確認ください。

Q 私は元被扶養者なのですが、保険料は必ず増えるのですか？

A 元被扶養者の方でも、世帯の所得が低い方は、低所得者の軽減が適用される場合があります。

元被扶養者の方は、平成30年度は、均等割が5割軽減になります。

ただし、元被扶養者であっても、世帯の所得が低い方は、均等割が9割軽減される場合や8.5割軽減される場合があります。

詳しくは、同封又は毎年7月ごろに届く保険料額決定通知書でご確認ください。

